

地域課題解決に向けた協働型事業委託のガイドライン
～市民とともに担う公共づくりに向けて～Ver. 1

平成25（2013）年 3 月

大 阪 市

目 次

はじめに	1
第1章 ガイドライン策定の趣旨	2
第2章 協働に関する基本的な考え方	4
1 協働とはなにか	4
(1) 協働とは	4
(2) なぜ協働が必要なのか	4
2 協働の領域	5
3 協働のステップ(協働の成立要件)と実行段階におけるプロセス	6
第3章 委託による協働事業(協働型事業委託)の進め方	7
1 委託による協働事業(協働型事業委託)とは	7
(1) 協働事業とは	7
(2) 協働による業務委託とこれまでの業務委託との違い	8
2 協働型事業委託の発注方法について	9
3 協働型事業委託の進め方	10
(1) 行政から市民活動団体等への事業公募による協働事業(公募型協働事業)	12
(2) 市民活動団体等から行政への提案による協働事業(提案型協働事業)	20
4 適正な協働事業のための点検評価	27
5 本市関係条例等への対応	27
参考資料	
協働事業における仕様書追加記載例	30
事業の「協働」の内容に関する自己評価報告書	31

はじめに

大阪市では、平成 24 年 7 月に「市政改革プランー新しい住民自治の実現に向けてー」を策定しました。

この新しい市政改革プランは、市民の安全・安心を担う基礎自治行政について、「ニア・イズ・ベター」（補完性・近接性の原理。住民に近いところで行われる決定ほど望ましい、という地方分権の基本的な考え方のこと）を徹底して追求し、住民により身近な区において施策や事業を決定していく、新しい住民自治・新しい区政運営の実現をめざすものです。

また、これまで大阪市では、平成 22 年 3 月に「大阪市協働指針（基本編）」、平成 23 年 3 月には「大阪市協働指針（実践編）」を策定し、市民活動団体と本市職員との相互理解を深め、よりよい協働の推進に取り組んできました。

現在の地域社会はさまざまな課題をかかえており、社会全体で対処すべき「公共」の分野は大きく広がっており、これまでの地域団体や地域のボランティアグループなどの活動や行政だけで担い続けることは極めて困難になってきています。

このような状況を踏まえ、大阪市は、多様化する「公共」を担う活力ある地域社会づくりに向けて、地域の課題や資源などを最もよく知っている地域団体のほか、市民、NPO、企業などさまざまな活動主体が、自らが地域社会における「公共」の分野を担う主体であるという当事者意識のもとお互いに協働し、またこれらの主体と行政とが協働する多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）を推進しています。

今後は、両方針を踏まえ、さまざまな公共の分野を担う主体との間で真に対等な協働関係を保ちながら、適正かつ公正な手続きの下での事業の遂行を推進するため、具体的な手引書として「地域課題解決に向けた協働型事業委託のガイドライン～市民とともに担う公共づくりに向けて～Ver. 1」を策定しました。

このガイドラインは、よりよい協働を推進することを目的として、委託の形態で協働事業を行う場合のプロセスを示すものです。協働事業においては、協働相手と課題・目的を共有し、情報共有と対話を大切にしながら進める必要がありますが、一方で、協働に至るまでの発注及び契約においては、透明性及び競争性を確保するため、特に発注前における情報の取扱いについては厳正な対応を行うよう留意して進めてください。また、業務委託契約にあたっては、大阪市契約規則等、大阪市契約関連規定に従い、個々の契約ごとに客観的かつ総合的に判断しながら活用してください。

第1章 ガイドライン策定の趣旨

本格的な少子・高齢社会の到来と社会経済情勢の変化に伴い、市民ニーズが多様化・複雑化する中で、「公共」の領域が拡大してきており、それを支えていくため、地域団体のほか、市民、NPO、企業などのさまざまな活動主体と行政とがそれぞれの長所を發揮しあいながら取組む協働事業を促進していくことが求められています。

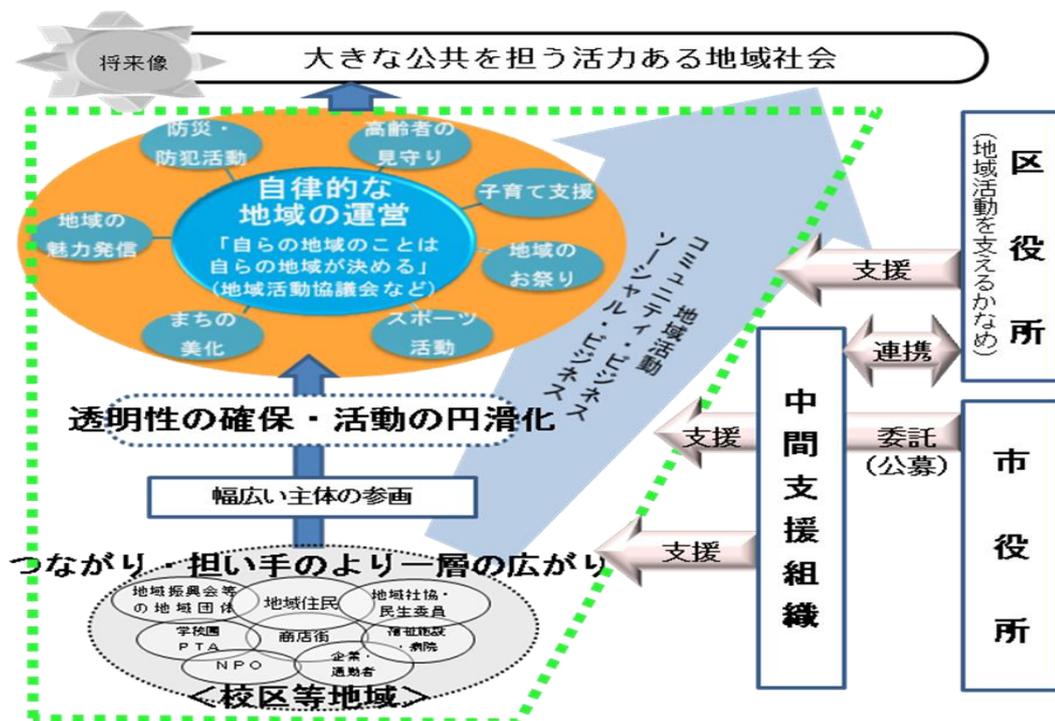
また、医療、福祉、教育、子育て、まちづくり、文化、環境、雇用、多文化共生、防災等の地域課題を解決していくためには、より地域・住民などの当事者に身近なところで政策を実行する「ニア・イズ・ベター」*の原則のもと、担い手の最適化を図り、地域においてヒト・モノ・カネ・情報といった地域資源の循環が図られる行政サービスを提供していく必要があります。そうすることで、地域における若者、女性の社会進出などの雇用創出や地域経済の活性化を図り、活力ある地域社会づくりをめざします。

「地域課題解決に向けた協働型事業委託のガイドライン」(以下「ガイドライン」という)は、このような視点から、現在本市が地域において実施している、若しくは、今後実施することになる事務事業について、効果的・効率的な公共サービスの提供を透明性、公正性を確保しつつ、適正な事務処理を行うことを目的にとりまとめたもので、本市におけるガイドラインの役割は、3ページを参考にしてください。

なお、ガイドラインについては、必要に応じて見直すものとします。

※「ニア・イズ・ベター」とは、住民に近いところで行われる決定ほど望ましい、という地方分権の基本的な考え方のこと

大阪市は、市民主体の「地域社会づくり」の実現のため、市民、地域団体、NPO、企業などの参加・参画のもとで「公共」を担う取組を積極的に支援します!!



ガイドラインの役割



	地域活動・市民活動の促進	CB/SBの促進	市民協働の推進
大阪市の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> 校区等地域への支援体制の構築 地域等の学習会への専門講師の派遣 地域や市民公益活動への活動事業補助 大阪市民活動保険への加入 情報発信(人材・資金・ノウハウなど) NPO・企業などの地域貢献活動のマッチング支援 各種講習会やセミナー開催 など 	<ul style="list-style-type: none"> CB/SB 講座の開催 専門講師の派遣 各種相談 (基礎、設立、創業、経営など) など 	<ul style="list-style-type: none"> 大阪市協働指針 協働の事例集 協働実践のための職員づくり 各所属への協働推進担当窓口の設置 など

第2章 協働に関する基本的な考え方

1 協働とはなにか

(1) 協働とは

「協働」とは、「経験や立場、情報源の異なる者が、共通の目標に向けて各々の能力や労力、資源などを出し合い、対等な立場で協力して取組む」ことです。

(2) なぜ協働が必要なのか

多様化する「公共」の分野をこれまでの地域団体や地域のボランティアグループなどの活動や行政だけで担い続けることは極めて困難になってきています。

このような社会環境に対応するためには、地域の課題や資源などを最もよく知っている地域団体のほか、市民、NPO、企業などのさまざまな活動主体が、自らが地域社会における「公共」の分野を担う主体であるという当事者意識のもとお互いに協働し、またこれらの主体と行政が協働するマルチパートナーシップを進めていくことで、活力ある地域社会を実現することが可能となります。



コラム：多様な協働のために!!

○多様な話し合いの場、出会いの場としての活用を!!

よりよい地域づくりのためには、地域の課題を知る、解決に向けて取組む、この繰り返しが大切です。しかし、地域の課題といっても、市民の皆さん一人ひとり感じ方は違ってきます。

そこで、地域課題の掘り起こしや解決方法など、地域全体、課題やテーマごとなど集まりの場のバリエーションは問いませんが、より多くの方で話し合う機会づくりを進めていくことが大切です。

行政は、市民、地域団体、企業、NPO を問わず誰もが話し合える場（ラウンドテーブル[※]）を積極的に推奨・支援し、市民主体のまちづくりをサポートします。

上手な話し合いの進め方などについて学習されたい場合は、「地域等の学習会への専門講師の派遣」（P3 大阪市の主な取組）をご利用ください。

※ラウンドテーブル・・・肩書きをはずして、いろんな人たちが対等の立場で自由に話し合う会議のこと

○コミュニティ・ビジネス（CB）、ソーシャル・ビジネス（SB）を積極的に支援します!!

地域社会で担う「公共」づくりに向けて、地域や社会の課題を解決するために必要なサービスなどをビジネスの手法を活用して提供し、地域経済の活性化や雇用創出などが期待されるCB・SBへの起業や活動を支援します。

こうした支援をすることにより、地域における「公共」の担い手となる人材を育成し、活動のすそ野を拡充するなど多様な協働のための環境づくりに努めます。

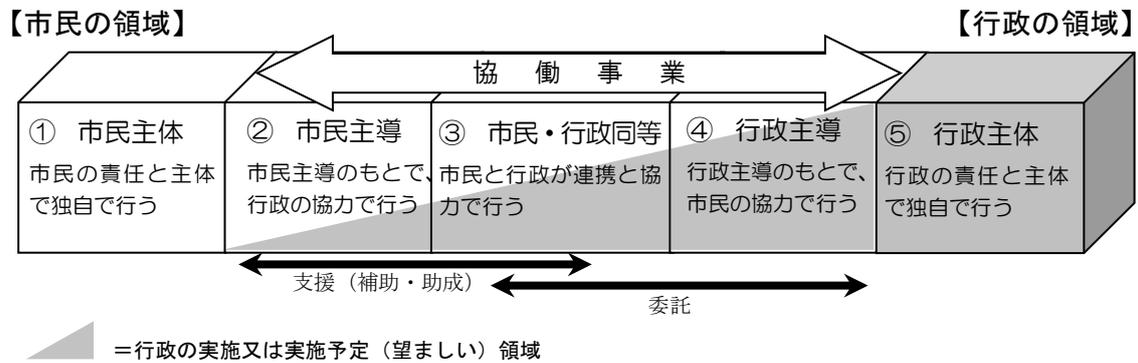
CB・SBの起業等について相談されたい場合は、「CB/SBの促進事業」

（P3 大阪市の主な取組）をご利用ください。

2 協働の領域

行政としての意思形成（議会での議決）など以外は、委託などの形で民間に託せない分野・領域はないとさえ言えます。

○市民（地域）と行政との領域

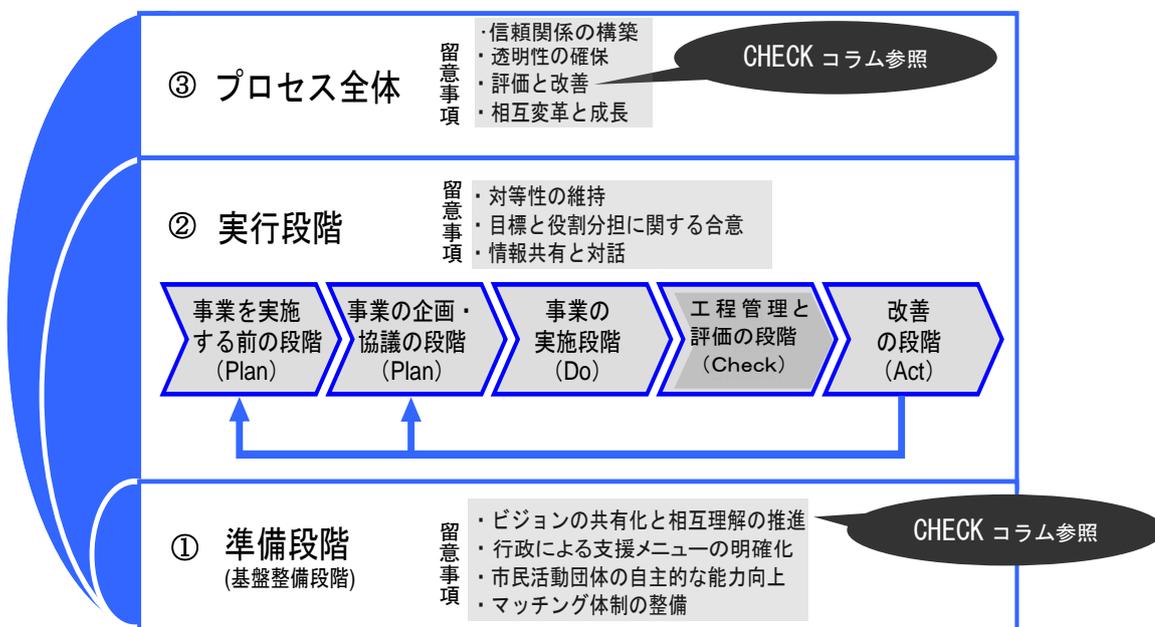


（資料：「NPO基礎講座」（編著 山岡義典）の分類を参考に作成）

3 協働のステップ（協働の成立要件）と実行段階におけるプロセス

協働するには「対等な関係」であることが原則です。「対等な関係」を築くには、下図の①～③の各段階で留意すべき事項があります。

○協働事業の留意事項



(大阪市協働指針【実践編】を参考に作成)

コラム：協働型事業委託を行ううえで、特に次の点は大切にしましょう!!

○ビジョンの共有化と相互理解を深めましょう!

協働を行うには、課題の共有、事業ビジョンと到達目標の設定を共に行い、目的や趣旨などを明確にすることが大切です。

また、公的事業における説明責任を十分果たせるよう相互理解を深めます。

○自己評価と相互評価を行い、今後の改善に活かしましょう!

- ・自己評価…受託主体と大阪市のそれぞれで振り返りを実施
- ・相互評価…自己評価の結果を持ち寄って相互に振り返りを実施

(31～34 ページ「事業の『協働』」の内容に関する自己評価報告書を活用)

本市における「協働」に関する基本的な考え方や、協働の相手方、協働事業のプロセス、進め方については、大阪市協働指針【基本編】及び【実践編】をご参照ください。

大阪市協働指針【基本編】 <http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000072373.html>

大阪市協働指針【実践編】 <http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000118713.html>

第3章 委託による協働事業（協働型事業委託）の進め方

1 委託による協働事業（協働型事業委託）とは

(1) 協働事業とは

企画段階から行政と担い手が話し合い、役割を分担し取組むことで、協働により「1 + 1 ⇒ 3」以上の相乗効果を生み出す事業です。

協働で事業に取り組むことで、次のような効果を得ることができます。

- ①協働で取り組むことにより、単独で行うよりも、より質の高い公共サービスを生み出すことができる
- ②協働で取り組むことにより、市民活動団体や市民にとっても、行政にとっても、地域課題や政策課題を解決するための意識や問題解決力の向上につながる
- ③協働で取り組むことにより、お互いのもつ特性を活かすことができ、事業の効率性、生産性が高まる

これらの効果が得られる具体的な事業は、例えば次のようなものが挙げられます。

【協働による効果が見込まれる事業例】

対象事業例	協働による効果 と 事業の特徴
高齢者・障がい者の生活支援 子育て支援、学習支援、病児保育 若者等の就労支援 など	市民活動団体の柔軟性や機敏性を活かし、多様化する市民の個別的なニーズや地域の実情に即した対応が期待できる 【多様化した市民ニーズに対応する事業】
地域の歴史、自然など観光資源の多様な活用 公園や市営住宅など公共施設の多様な活用 など	対象とする地域の範囲（圏域）における固有の課題を解決するため、地域の特色を活かした取組を展開することで、市民ニーズや地域実情に即応した地域に密着した事業が期待できる 【多様な地域圏域における地域密着型の事業】
難病患者や家族への支援 ドメスティックバイオレンス(DV) 生活相談 児童虐待等の防止サポート など	具体的な課題に対応して活動をはじめた組織が多くあることから、そうした当事者性を活かすことにより現実的・効果的な解決につながることを期待できる 【当事者性の高さや多様な専門性が求められる事業】
子どもの見守り活動 災害時の救急活動 リサイクル活動 多文化共生活動 など	地域特性をふまえた事業等で、地域の状況を的確に把握している市民が主体的に参加することで、地域の課題解決力が高まることを期待できる 【多くの人と人がつながることで可能となる事業】
コミュニティ施設等の管理運営 コミュニティ広報事業 市民活動団体のネットワーク支援 芸術・文化活動 など	地域に根ざした活動により蓄積された独自の専門知識やノウハウを活用することで、より効果的な事業展開が期待できる 【お互いの持つ特性を活かすことで、事業の効率性、専門性が高まる事業】

コラム：先駆的な取組への支援、そしてイコールパートナーへ



犯罪被害者支援や自殺対策など、市民活動団体などの自由な発想や迅速性を活かした先駆的な取組が、後に、行政が主体となり取り組む施策へと展開されてきた事例もあります。

行政が認識している課題への取組を協働で行うだけでなく、市民活動団体や企業などが実施する「潜在的な課題を浮き上がらせて課題解決につなげていくような取組」についても、イコールパートナーとして協働することが必要です。

(2) 協働による業務委託とこれまでの業務委託との違い

これまでの委託は、行政で取組まれてきた施策を、企業や市民活動団体等に外注するものであり、仕様書の設定などの委託内容は行政が決め、外注先はいわば行政の下請け的な関係となっていました。

これに対して「協働」は、市民活動団体や企業等と行政が対等な立場で、共に主体的に事業を進めるものです。事業の内容や展開方法を両者の話し合いの中でまとめていくことで、契約関係にあっても、常に対等性に留意することが大切です。

コラム：協働のパートナーの広がり



近年、コミュニティの再生や地域経済の活性化、雇用創出が期待される「コミュニティ・ビジネス」や「ソーシャル・ビジネス」、地域振興などを目的に設立された「まちづくり会社」といった形で事業を展開する社会的企業の活動も増えています。

これらの団体を協働パートナーとして事業を進めていくことが考えられます。

2 協働型事業委託の発注方法について

委託契約は、地方自治法に基づき行われ、「競争入札」を原則としています。

しかし、競争入札は価格に着眼した審査となるため、「住民の参画」「問題解決能力」「地域への波及効果」などの事業内容等に着眼した審査・選定を行うには適していないといえます。

協働型事業委託では、受託者の「住民の参画」「問題解決能力」「地域への波及効果」などの特性を十分に活かしたサービスを提供する事業を実施することで、地域の自主的な課題解決につなげることをめざしています。従って、事業の概要を公募し企画提案を求めることで事業内容等に着眼した審査・選定を行うことができる「企画競争方式」による発注方法を基本とします。

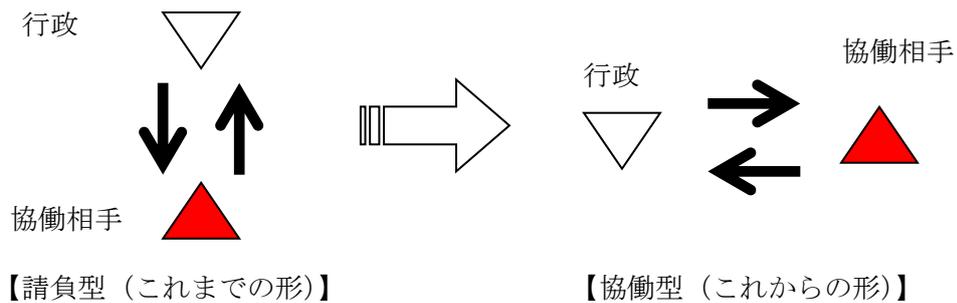
審査・選定にあたっては、公平性・公正性を確保するため、厳正な選定方法を採用し、選定結果については、受託者の知的財産権に配慮したうえで公表します。

コラム

○協働は“安価な下請け”ではありません！

積算にあたっては、委託金額については人件費、物件費を含めた適正なコストを積算する必要があります。

※一般的に企業等と契約する場合には、事業を実施するために補完的に必要となる経費(業務管理費)に加え、マネジメントや一般管理業務を含む幅広い諸経費をカバーするための積算が行われています。



3 協働型事業委託の進め方

協働事業には、協働の開始に至る経緯から分類すると、「行政から市民活動団体等への事業公募による協働事業（公募型協働事業）」「市民活動団体等から行政への提案による協働事業（提案型協働事業）」の2つに分けられます。

【専門的な第三者会議の開催】

協働事業の選定にあたり、より協働による効果を高めるための公正・公平な審議を行うとともに協働事業の実行において疑義が生じた場合の助言・指導を行うため、外部有識者などで構成する第三者会議を開催します。

（役 割）

- ・事業選定時における協働効果の見込み方、必要性など協働型としての発注の妥当性について審査、指導。
- ・事業実施において、協働の視点から疑義が生じた際に、公正・公平な立場で委託・受託者の意見を聴取・助言。

※構成メンバー（例）

学識経験者、地域住民の組織・ボランティア団体・NPOその他の市民活動団体の代表者、企業関係者など

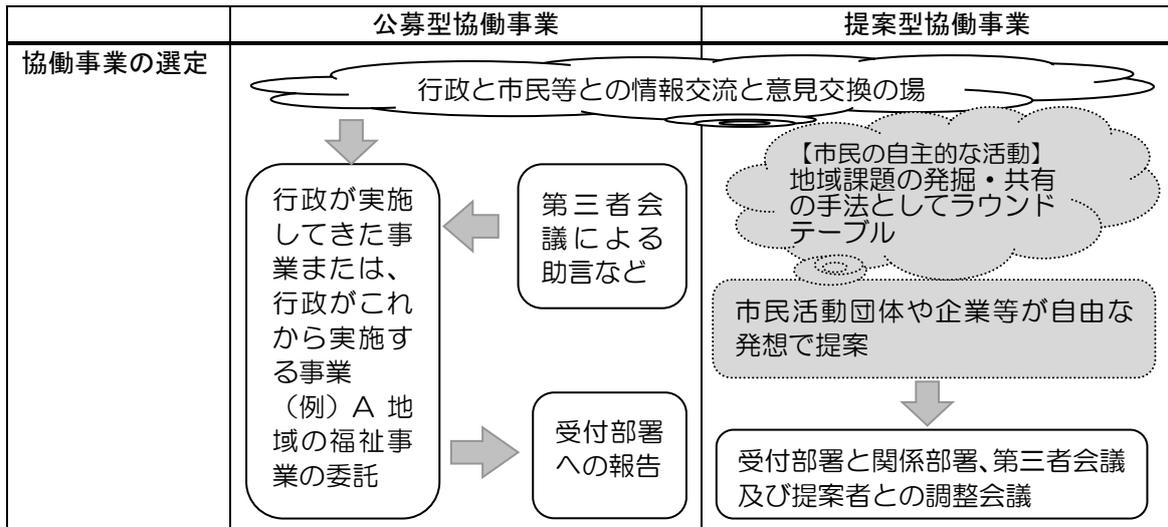
- (1) 行政から市民活動団体等への事業公募による協働事業（公募型協働事業）

P 12～ P 19

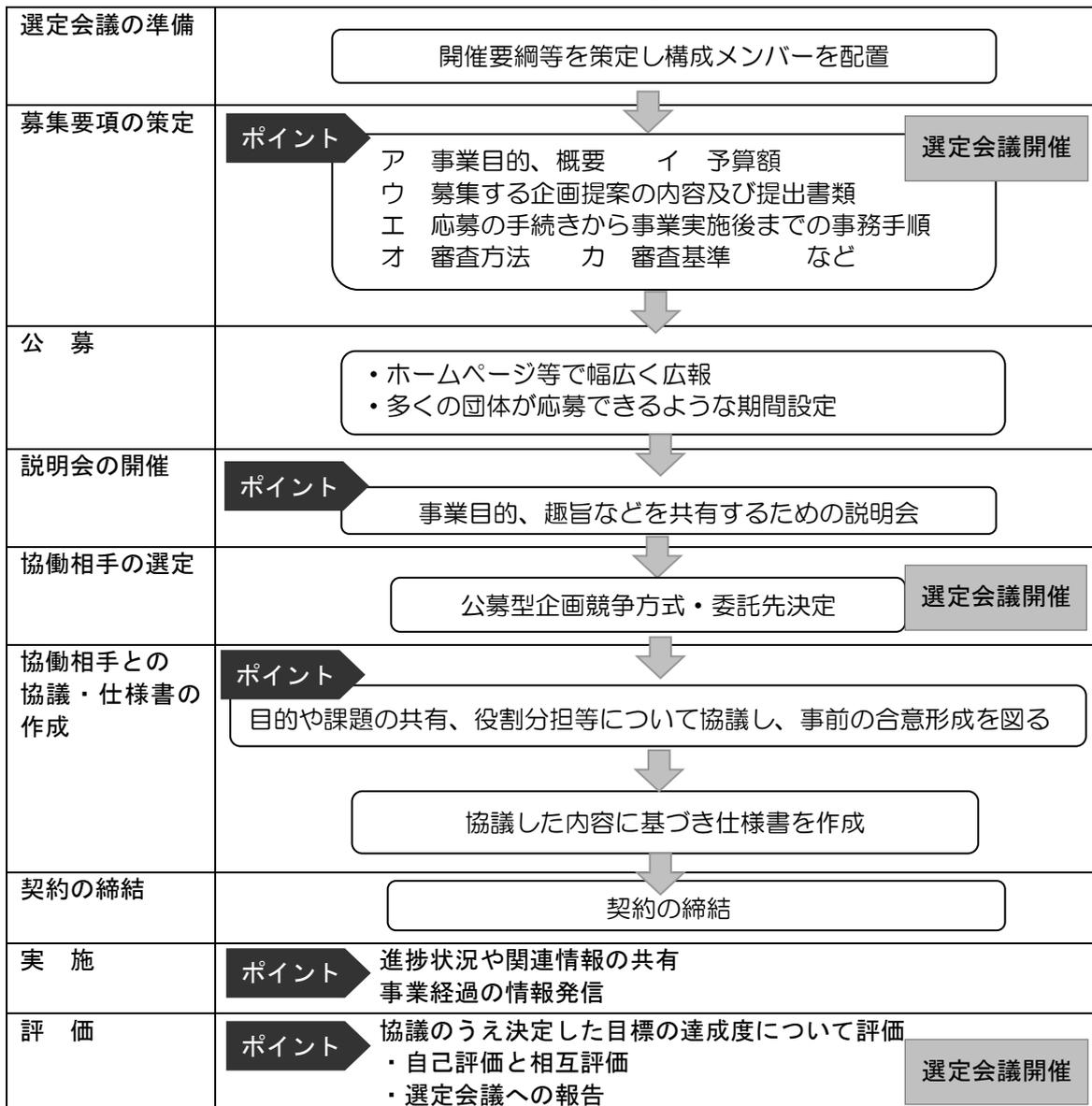
- (2) 市民活動団体等から行政への提案による協働事業（提案型協働事業）

P 20～ P 26

【協働型事業委託のながれ】



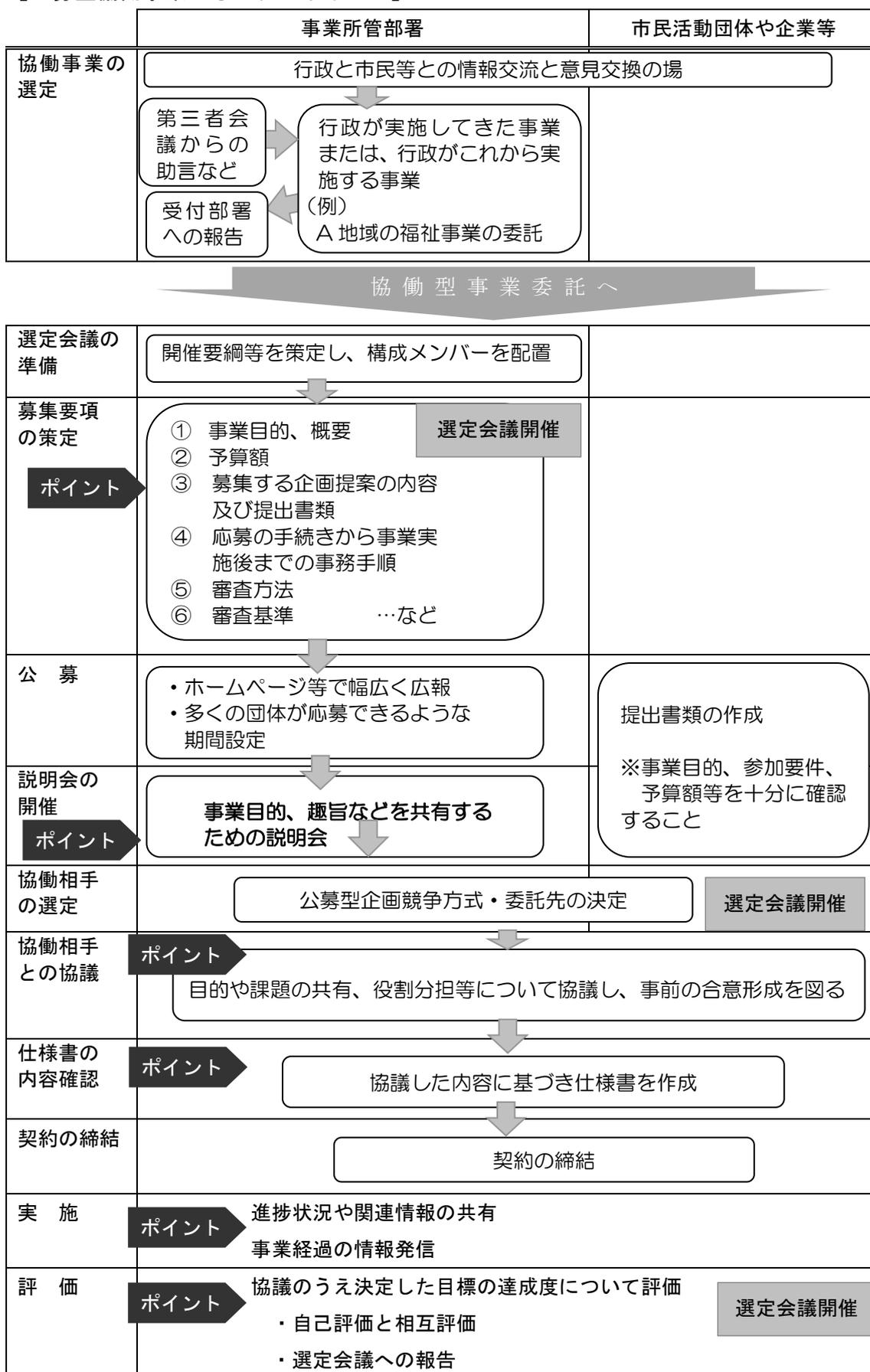
協働型事業委託へ



**(1) 行政から市民活動団体等への事業公募による協働事業
(公募型協働事業)**

行政がこれまで実施してきた事業または、行政がこれから実施する事業について、協働により効果が得られる事業を本市が選定し、公募型の企画競争方式により、採択された団体等と市が実施する事業です。

【公募型協働事業のながれとポイント】



ア 協働事業の選定

行政がこれまで実施してきた事業または、行政がこれから実施する事業の中から「協働による効果が見込まれる事業例」（7ページ参照）などの観点から参考に対象事業を選定します。

（行政と市民等との情報交流と意見交換の場）

市民等に本市事業の取組状況を十分に理解してもらい、提案の企画を促すため、公募対象となる事業説明と地域課題や市民ニーズの掘り起こし、さらなる効果的な事業実施に向けて、行政と市民、地域団体、NPO、企業等のさまざまな活動主体が一堂に会し、意見交換できる機会を事業所管部署の協力のもとで受付部署が提供します。

なお、意見交換会での議論を参考に選定した事業の、発注及び契約にあたっては、透明性及び競争性を確保するため、受注を希望する団体に広く平等に競争参加の機会が与えられ、公正な競争がおこなわれなければなりません。

このため、発注及び契約前における情報の取扱いについては厳正な対応が必要となりますので、意見交換会の実施時期、進め方、実施後の内容の公開方法などについては充分留意のうえ実施する必要があります。

（第三者会議による助言）

選定にあたっては、外部有識者等による第三者会議から必要な助言・指導を受けます。

（受付部署への報告）

協働事業が選定されれば、事業目的、概要、協働効果等をすみやかに受付部署へ報告します。

イ 選定会議の準備

審査方法と審査基準を決定し、契約締結に向けての協議内容の確認・指導を行うため選定会議を準備します。

選定会議の準備にあたっては、開催要綱等を策定し、構成メンバーは、契約内容に応じた学識経験者等とします。

選定会議の構成メンバーの選定にあたっては、「公募型プロポーザル方式の採用手続き及び委員選定に関する基準」を参照ください。

なお、実施する事業と選定会議にかかる委員報酬との費用対効果を検証し、適切に実施する必要があります。

※構成メンバー（例）

学識経験者、地域住民の組織・ボランティア団体・NPOその他の市民活動団体の代表者、企業関係者など

ウ 募集要項の策定

募集要項に記載する事項は、事業内容等によって異なりますが、主なものとして次の項目があげられます。

また、事業目的や審査方法、審査基準については、選定会議に確認、決定してもらう必要があります。

なお、公募を行う際の事業の規模や対象範囲の設定にあたっては、委託業務の目的を達成でき、かつ、競争性が確保される、適切な規模や範囲で行うよう留意する必要があります。

ポイント

① 事業目的、概要

- ・協働事業により取組む課題を明確にし、事業目的と概要を記載すること

② 予算額

- ・人件費、物件費、管理費を含めた積算とすること（9ページ コラム参照）

③ 募集する企画提案の内容及び提出書類

- ・企画提案に係る提出書類については、審査基準の項目に基づき、内容を評価することができるものになるように留意すること
- ・提出書類は、様式を定め、ホームページでダウンロードできるようにしておくこと

○公募型企画競争参加申出書類…参加申出書、団体の業務概要、印鑑証明書、使用印鑑届、申出内容誓約書（参加要件を満たしていることを誓約する書類）、納税証明書など

※入札参加資格を持たない団体の参加にあっては、入札参加資格審査時に必要な提出書類に準じる書類が必要です。

○企画提案書…事業趣旨、効果・目標、スケジュール、類似事業の活動実績、経費内訳、事業実施にかかるPDCAなど

④ 応募の手続きから事業実施後までの事務手順

- ・公募から、事業者決定、事業スケジュールの一通りの手順を記載すること

⑤ 審査方法

- ・審査の回数、方法（書類審査、プレゼンテーション審査など）、公開・非公開を掲載すること

なお、公開・非公開の決定については、業務内容によっては、応募者の知的財産権などに十分な配慮を行ったうえで判断をすること

非公開にする場合でも、審査の透明性を確保するため、審査基準や審議の過程などを公開していくこと

⑥ 審査基準（17ページ【審査基準】参照）

- ・審査項目ごと指標や配点を掲載すること

エ 事業者の参加要件

募集にあたっては、事業者の参加要件を決定し、募集要項に記載する必要があります。主な参加要件としては、次のようなものがあげられます。

なお、事業者の形態については、株式会社、特定非営利活動法人などの法人格を持つ事業者だけでなく、法人格を持たない任意団体や共同体といった形態も考えられますので、事業内容に応じて検討する必要があります。

また、事業内容に応じて団体の所在地などの地域要件を定める場合は、その妥当性について充分検討する必要があります。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第 1 項において準用する同令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (イ) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- (ウ) 特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (エ) 参加申出時において大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく競争入札参加停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (オ) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと

【共同体で申請する場合】

- (カ) 上記（ア）から（オ）の条件を満たす団体同士の共同体での申請は可能とし、以下の要件も満たさなければならない。
 - ① 全体の意思決定、管理運営等に責任を持つ共同体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者（例：活動割合 50%以上）とすること。
 - ② 応募申請書類提出後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は認めない。
 - ③ 代表者とならない事業者にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - ④ 申請書の提出時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
 - ⑤ 単独で応募した事業者は、共同体の構成員となることはできない。
 - ⑥ 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

オ 公募

広報紙やホームページ等を活用して周知に努め、募集期間の設定については、より多くの団体が応募できるよう、適切な期間（30 日程度）を設定します。

カ 説明会の開催

市民活動団体や企業等が幅広く参画できるよう、また応募者の理解を促進するため、説明会を開催します。

ポイント

事業内容だけでなく、事業目的や趣旨などを共有するため、積極的に参加を促し、場合によっては参加要件として説明会の参加を条件として加えることも効果的です。

キ 協働相手の選定

下表の審査基準に基づき書類審査やプレゼンテーション審査等により選定します。なお、配点について例示していますが、個別事業に応じた配点となるよう適宜変更して活用してください。また、個別事業に応じて下表以外の審査基準を追加することも考えられます。

【審査基準】

社会変革性	サービスの手法	市が単独で実施するより効率性・効果性・先駆性等の高いサービスにつながるか	20
	問題解決能力	当事者性、専門性やネットワークなどの能力を有しているか	
地域性	地域住民の参画	多様な担い手と地域住民の参加・参画を図るなど、地域住民の関わりを取り入れているか	10
	地域への波及効果	雇用創出など地域経済への波及効果が期待でき、地域の活性化につながるか	
事業性	持続性・継続性	本来の活動内容と協働事業との目的の一致性及び同一・類似事業の活動実績があり、事業の持続性が期待できるか	10
	実現性・的確性	業務の目的に沿った事業内容となっており、計画的で、実現性の高い内容となっているか。所要経費の積算は妥当か	40
団体要件	団体の社会的責任	適正な雇用慣行、障がい者雇用、人権等への取組など	5
	団体の事業遂行能力	事業に対する執行体制、自立的な財政基盤があるか	15

ク 協働相手との協議

選定した協働相手と事業化に向け、次の各項目について協議し、事前の合意形成を図ります。

ポイント

① 課題・目的等の共有

対象とする課題を明確にし、目的や到達目標など協働による効果を共有する。

② 役割分担や権限・責任所在等の明確化

事業の役割分担、権限・責任所在、収支分担、事業終了後の評価方法などを明確にする。

③ 規制緩和等による地域資源の活用

事業をより効果的に進めるため必要に応じ、規制緩和等を検討し地域の活性化に資するような地域資源を活用する。

ケ 仕様書の内容確認

協働事業の対等なパートナーとして、協働相手と十分協議し合意した協働事業の内容等に基づき、仕様書の内容を確認・確定します。

協働事業は通常の仕様書に加え、次の事項の明文化を図ることもあります。

ポイント

① 公募時の仕様書に比べ、協議に基づいたより詳細な仕様書となります。

② 必要な記載事項としては、「役割及び責任分担等」「協働事業の進め方」「経費負担」「成果の帰属（※対等の原則から応分の帰属とする）」「疑義事項の取扱」などがあります。（30 ページ記載例参照）

コ 契約の締結

協働相手と十分協議し合意した仕様書により契約を締結します。

サ 協働事業の実施

契約書の内容に沿って、協働事業を実施します。

ポイント

事業期間においては、事業の進捗状況や関連情報の共有を行うため打ち合わせや情報交換を適宜行うことが必要です。また、事業の進捗状況などは必要に応じて公表するなどにより、市民への情報発信を行うことも重要です。

シ 事業実施後の評価

事業実施後は、「適正な協働事業のための点検評価」（27 ページ参照）に基づき、事業の成果を評価し、選定会議に報告してください。

ポイント

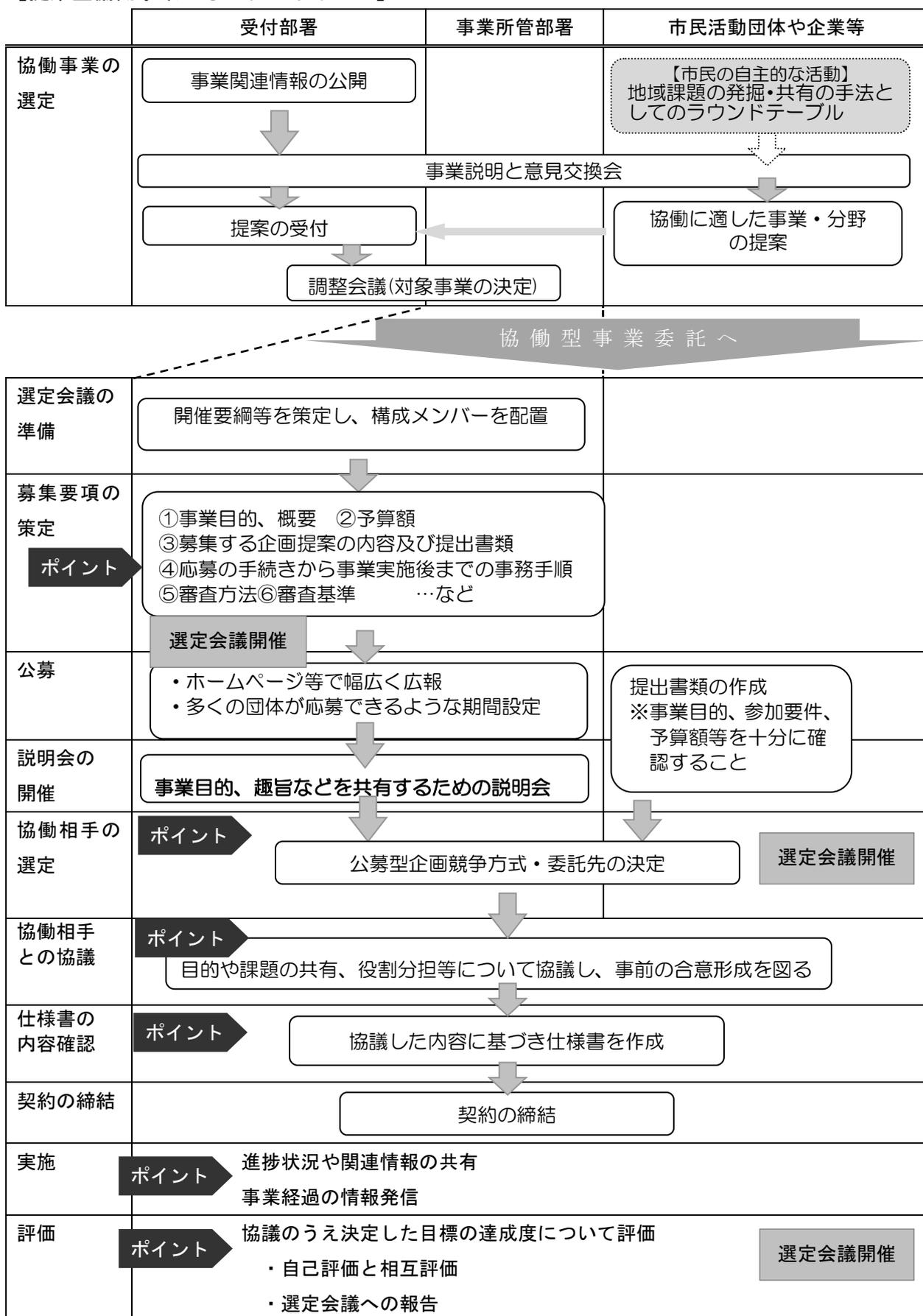
協働の内容に関する自己評価報告書は、市民に公表してください。

(2) 市民活動団体等から行政への提案による協働事業（提案型協働事業）

市民活動団体や企業等が行政に、自由な発想で協働事業として提案し、採択された団体等と市が実施する事業です。

提案内容について、どの分野においても提案が可能ですが、対象となる要件を十分に確認する必要があり、企画提案書提出後に市から指定される当該提案事業の担当との間で十分に調整のうえ、必要に応じて企画内容の修正を行います。

【提案型協働事業のながれとポイント】



ア 協働事業の選定

行政が実施している事業について、広く公表することで、市民、地域団体、NPO、企業等がより効果・効率的な実施が可能となる事業・分野の提案を受け、協働で実施することにより効果が得られる事業を選定します。

※「協働による効果が見込まれる事業例」（7ページ参照）

（事業説明と意見交換会）

市民等に本市事業の取組状況を十分に理解してもらい、提案の企画を促すため、施策や事業分野ごとに事業説明と地域課題や市民ニーズの掘り起こし、さらなる効果的な事業実施に向けて、行政と市民、地域団体、NPO、企業等のさまざまな活動主体が一堂に会し、意見交換できる機会を事業所管部署の協力のもとで受付部署が提供します。

なお、意見交換会で野議論を参考に選定した事業の、発注及び契約にあたっては、透明性及び競争性を確保するため、受注を希望する団体に広く平等に競争参加の機会が与えられ、公正な競争がおこなわれなければなりません。

このため、発注及び契約前における情報の取扱いについては厳正な対応が必要となりますので、意見交換会の実施時期、進め方、実施後の内容の公開方法などについては充分留意のうえ実施する必要があります。

（提案の受付）

全市的な受付部署を設け、提案書を受付ける。受付部署は、提案に関連する部署の担当者に提案内容を通知します。複数の部署にまたがる横断的な提案については、受付部署が総合的な調整を行います。

（調整会議）

受付部署と関係部署、第三者会議及び提案者が、提案内容や趣旨などについての確認を行い、提案採択の可否を決定し、協働で実施することにより効果が得られる事業を選定します。

なお、必要に応じて複数回開催することもあります。

イ 選定会議の準備

審査方法と審査基準を決定し、契約締結に向けての協議内容の確認・指導を行うため選定会議を準備します。

選定会議の準備にあたっては、開催要綱等を策定し、構成メンバーは、契約内容に応じた学識経験者とします。

選定会議の構成メンバーの選定にあたっては、「公募型プロポーザル方式の採用手続き及び委員選定に関する基準」を参照ください。

なお、実施する事業と選定会議にかかる委員報酬との費用対効果を検証し、適切に実施してください。

※構成メンバー（例）

学識経験者、地域住民の組織・ボランティア団体・NPOその他の市民活動団体の代表者、企業関係者など

ウ 募集要項の策定

募集要項に記載する事項は、事業内容等によって異なりますが、主なものとして次の項目があげられます。

また、事業目的や審査方法、審査基準については、選定会議に確認、決定してもらう必要があります。

なお、公募を行う際の事業の規模や対象範囲の設定にあたっては、委託業務の目的を達成でき、かつ、競争性が確保される、適切な規模や範囲で行うよう留意する必要があります。

ポイント

① 事業目的、概要

- ・協働事業により取組む課題を明確にし、事業目的と概要を記載すること

② 予算額

- ・人件費、物件費、管理費を含めた積算とすること（9ページ コラム参照）

③ 募集する企画提案の内容及び提出書類

- ・企画提案に係る提出書類については、審査基準の項目に基づき、内容を評価することができるものになるように留意すること
- ・提出書類は、様式を定め、ホームページでダウンロードできるようにしておくこと

○公募型企画競争参加申出書類…参加申出書、団体の業務概要、印鑑証明書、使用印鑑届、申出内容誓約書（参加要件を満たしていることを誓約する書類）、納税証明書など

※入札参加資格を持たない団体の参加にあつては、入札参加資格審査時に必要な提出書類に準じる書類が必要です。

○企画提案書…事業趣旨、効果・目標、スケジュール、類似事業の活動実績、経費内訳、事業実施にかかるPDCAなど

④ 応募の手続きから事業実施後までの事務手順

- ・公募から、事業者決定、事業スケジュールの一通りの手順を記載すること

⑤ 審査方法

- ・審査の回数、方法（書類審査、プレゼンテーション審査など）、公開・非公開を掲載すること

なお、公開・非公開の決定については、業務内容によっては、応募者の知的財産権などに十分な配慮を行ったうえで判断をすること

非公開にする場合でも、審査の透明性を確保するため、審査基準や審議の過程などを公開していくこと

⑥ 審査基準（25ページ【審査基準】参照）

- ・審査項目ごと指標や配点を掲載すること

エ 事業者の参加要件

募集にあたっては、事業者の参加要件を決定し、募集要項に掲載する必要があります。主な参加要件としては、次のようなものがあげられます。

なお、事業者の形態については、株式会社、特定非営利活動法人などの法人格を持つ事業者だけでなく、法人格を持たない任意団体や共同体といった形態も考えられますので、事業内容に応じて検討する必要があります。

また、事業内容に応じて団体の所在地などの地域要件を定める場合は、その妥当性について充分検討する必要があります。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第 1 項において準用する同令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (イ) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- (ウ) 特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (エ) 参加申出時において大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく競争入札参加停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (オ) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと

【共同体で申請する場合】

(カ) 上記（ア）から（オ）の条件を満たす団体同士の共同体での申請は可能とし、以下の要件も満たさなければならない。

- ① 全体の意思決定、管理運営等に責任を持つ共同体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者（例：活動割合 50%以上）とすること
- ② 応募申請書類提出後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は認めない。
- ③ 代表者とならない事業者にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること
- ④ 申請書の提出時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること
- ⑤ 単独で応募した事業者は、共同体の構成員となることはできない。
- ⑥ 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

オ 公募

広報紙やホームページ等を活用して周知に努め、募集期間の設定については、より多くの団体が応募できるよう、適切な期間（30 日程度）を設定します。

カ 説明会の開催

市民活動団体や企業等が幅広く参画できるよう、また応募者の理解を促進するため、説明会を開催します。

ポイント

事業内容だけでなく、事業目的や趣旨などを共有するため、積極的に参加を促し、場合によっては参加要件として説明会の参加を条件として加えることも効果的です。

キ 協働相手の選定

下表の審査基準に基づき書類審査やプレゼンテーション審査等により選定します。なお、配点については例示していますが、個別事業に応じた配点となるよう適宜変更して活用してください。また、個別事業に応じて下表以外の審査基準を追加することも考えられます。

【審査基準】

社会変革性	サービスの手法	市が単独で実施するより効率性・効果性・先駆性等の高いサービスにつながるか	20
	問題解決能力	当事者性、専門性やネットワークなどの能力を有しているか	
地域性	地域住民の参画	多様な担い手と地域住民の参加・参画を図るなど、地域住民の関わりを取り入れているか	10
	地域への波及効果	雇用創出など地域経済への波及効果が期待でき、地域の活性化につながるか	
事業性	持続性・継続性	本来の活動内容と協働事業との目的の一致性及び同一・類似事業の活動実績があり、事業の持続性が期待できるか	10
	実現性・的確性	業務の目的に沿った事業内容となっており、計画的で、実現性の高い内容となっているか。所要経費の積算は妥当か	40
団体要件	団体の社会的責任	適正な雇用慣行、障がい者雇用、人権等への取組など	5
	団体の事業遂行能力	事業に対する執行体制、自立的な財政基盤があるか	15

ク 協働相手との協議

選定した協働相手と事業化に向け、次の各項目について協議し、事前の合意形成を図ります。

ポイント

① 課題・目的等の共有

対象とする課題を明確にし、目的や到達目標など協働による効果を共有する。

② 役割分担や権限・責任所在等の明確化

事業の役割分担、権限・責任所在、収支分担、事業終了後の評価方法などを明確にする。

③ 規制緩和等による地域資源の活用

事業をより効果的に進めるため必要に応じ、規制緩和等を検討し地域の活性化に資するような地域資源を活用する。

ケ 仕様書の内容確認

協働事業の対等なパートナーとして、協働相手と十分協議し合意した協働事業の内容等に基づき、仕様書の内容を確認・確定します。

協働事業は通常の仕様書に加え、下記の事項の明文化を図ることもあります。

ポイント

①□ 公募時の仕様書に比べ、協議に基づいたより詳細な仕様書となります。

② 必要な記載事項としては、「役割及び責任分担等」「協働事業の進め方」「経費負担」「成果の帰属（※対等の原則から応分の帰属とする）」「疑義事項の取扱」などがあります。（30 ページ記載例参照）

コ 契約の締結

協働相手と十分協議し合意した仕様書により契約を締結します。

サ 協働事業の実施

契約書の内容に沿って、協働事業を実施します。

ポイント

事業期間においては、事業の進捗状況や関連情報の共有を行うため打ち合わせや情報交換を適宜行うことが必要です。また、事業の進捗状況などは必要に応じて公表するなどにより、市民への情報発信を行うことも重要です。

シ 事業実施後の評価

事業実施後は、「適正な協働事業のための点検評価」（27 ページ参照）に基づき、事業の成果を評価し、選定会議に報告してください。

ポイント

協働の内容に関する自己評価報告書は、市民に公表してください。

【具体的な業務の進め方について】

提案型による協働型事業委託については、当面の間、上記スキームにより実施し、市民等による提案と協働型事業委託の安定的な運用をめざします。

なお、安定運営後は改めて、受付部署・事業所管部署の役割について検討します。

4 適正な協働事業のための点検評価

協働事業においては、自己評価と相互評価を行うことで、より効果的な評価をすることができます。

○自己評価

事業の中間時点あるいは実施後において、協働事業の企画立案から実施に至る各段階について協働相手と本市のそれぞれが独自に振り返り、互いに成果と問題点・課題を検証（自己評価）するとともに今後の協働事業のあり方の改善策を検討する必要があります。

○相互評価

協働相手と本市が、それぞれ行った自己評価の結果を持ち寄り、合同評価会を行い、成果、課題、ならびに今後に向けた改善策について検討する必要があります。

○透明性の確保

自己評価、相互評価をもとに、協働事業の進捗や好事例の紹介などについて、ホームページなどを活用して市民に広く公開することが必要です。

協働の自己評価・相互評価を円滑に進めるツールとして、「大阪市協働指針【実践編】」に示している「事業の『協働』」の内容に関する自己評価報告書（31～34ページ参照）を活用しながら評価してください。

5 本市関係条例等への対応

事業の実施にあたっては、以下の本市関係条例等の対応に十分留意すること。

- 個人情報保護条例
- 情報公開条例
- 職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例
- 契約規則
- 暴力団排除条例

【コラム】 委託先の適正な事業実施について

事業実施にあたり、委託先が職員を雇用する場合には、労働基準法などの関係法令を遵守し、関係書類の提出や、使用者は労働者に対して、各都道府県の区域ごとに定められた最低賃金以上の額を支払う必要があります。（平成 24 年 9 月 30 日現在 大阪府 時間額 800 円）

業務内容によっては「雇用関係」や「労働関係法規の適用の有無」「給与所得か雑所得か」などの法令を適用するため「人材派遣業」や「職業紹介業」などの登録が必要になる場合があります。また、法人化する場合は、法人登記等の手続きが必要です。

参 考 资 料

協働事業における仕様書追加記載例

役割及び責任分担等

協働相手及び大阪市は、それぞれ次に掲げる役割を分担し、その役割について、それぞれの責任で行うものとする。

事業項目	協働相手の役割	大阪市の役割

- 2 協働相手及び大阪市は、具体的な事業の企画及び実施について、協議の上決定することとする。
- 3 協働相手及び大阪市は、その責めに帰する理由により、当該事業に関し、第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

協働事業の進め方

協働相手及び大阪市は、協働で事業に取り組むに当たり、「事業目標及び事業計画の策定」を行うものとする。

- 2 協働相手及び大阪市は、事業目標及び事業計画に基づき事業の適正な執行に努め、定期的に「事業進捗状況の確認」を実施し、必要に応じて適宜事業計画の改善を図るものとする。
- 3 協働相手及び大阪市は、実施した事業を検証するため、「大阪市協働指針」に基づく「協働の評価」を実施するものとする。
- 4 協働相手及び大阪市は、「事業目標及び事業計画の策定」、「事業進捗状況の確認」、「協働の評価」を行う際には、協働相手と大阪市が協議する場を設定し、協議の過程において行う意思表示及び意思決定について、説明責任を負う。

経費負担

当該事業に必要な経費は、大阪市は委託契約に定める金額を負担する。なお、大阪市は委託契約及びその他の法令に基づき、適正に支払うものとする。

成果の帰属

当該事業の実施を通じて新たに発生して得られた成果については、協働相手及び大阪市の両者に帰属するものとする。ただし、協働相手及び大阪市の各々に既に帰属している成果は除くものとする。

疑義事項の取扱

この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、協働相手及び大阪市の両者は、速やかに誠意をもって協議を行い、解決するものとする。

市民活動 団体の役割	
大阪市 の役割	
大阪市の 他課との 事前協議(*)	(協議用件・関係課等)
協働の呼び かけ・検討の 経緯	1. 市民活動団体から大阪市への提案による協働事業 2. 大阪市から市民活動団体への提案による協働事業 3. 両者協議の提案による協働事業
協働相手の 選定方法	1. 公募により選定するケース 2. 特別な理由により特定するケース(特名)

①公募により選定するケース(*)

公募での選定 方法(複数選択)	1. 募集要項を策定し公募 2. 選定委員会を設けて企画競争 3. 入札 4. 申請・登録 5. その他()
選定基準	
選定理由	

②特別な理由により特定するケース(特名)(*)

協働する市民活 動団体を特定す る特別の理由	
------------------------------	--

【2-1】協働事業の自己評価（選択式）

※市民活動団体と大阪市の各回答欄に、お互いに相談しないで自己評価番号を記入して下さい。

- 自己評価番号： 1. よくできた 2. ある程度できた
 3. あまりできなかった 4. できなかった

※評価項目が該当しない場合は、斜線を記入して下さい。

※「回答の不一致欄」には、合同による相互評価会で、自己評価番号の差の数字を記入して下さい。

段階	評価項目	市民活動団体	大阪市	回答の不一致
実施前	協働するのにふさわしい事業の形態を、両者で対話のうえ合意しましたか			
	協働する理由を両者で対話のうえ明確にし、合意・共有しましたか			
	協働する相手の選定方法は適当でしたか			
企画・協議の段階	事業の目的を両者で対話のうえ明確にし、合意・共有しましたか			
	事業の成果目標を両者で対話のうえ明確にし、合意・共有しましたか			
	市民ニーズについて両者で対話し、事業に反映されましたか			
	前回の事業における改善策を取り入れることができましたか【継続事業の場合】			
	具体的な事業計画・収支計画を両者で対話のうえ明確にし、合意・共有しましたか			
	役割分担、権限・責任所在、収支分担を両者で対話のうえ明確にし、合意・共有しましたか			
	契約書・協定書等の書面の内容を両者で対話のうえ合意・作成しましたか【締結の場合】			
	成果物の権利帰属や公表・活用方法を両者で対話のうえ明確にし、合意・共有しましたか			
	評価の方法を両者で対話のうえ明確にし、合意・共有しましたか			
実施段階と全プロセス	実施期限の設定について、両者で対話のうえ合意・共有しましたか			
	事業の企画・実施・評価・改善策検討の各段階において、「対等」な関係を構築できましたか			
	「対等」な関係づくりを常に意識し、その関係構築ができたかどうか一緒に対話しましたか			
	相互理解を図り、信頼関係を築き合いながら、事業を推進することができましたか			
	互いの業務の進捗状況や事業に関する情報について共有できましたか			
	状況変化に応じて互いに連絡し合い、対話し意思疎通を図りながら、柔軟に対応できましたか			
	事業の企画立案から実施、評価に至る一連の過程においてプロセスを共有しましたか			
	互いの機能を活かし合い、必要に応じて市民等への参画・連携の呼びかけをしましたか			
	大阪市の他の関係部署や施策立案部署との連携をしながら推進しましたか			
評価の段階	互いの機能を活かし合い、事業の経過や結果(成果・課題)を広く市民に情報発信しましたか			
	事業の報告書を一緒に作り、市民に広く公開しましたか			
	事業の成果目標が達成できたかどうか、またその内容について、一緒に対話しましたか			
	協働により、より質の高いサービス提供ができましたか			
	協働により、事業の効率性・生産性がより高まりましたか			
	協働により、市民の自治的問題解決力の向上につながりましたか			
改善	協働により、市民活動団体と大阪市の互いの組織に何か変化をもたらしましたか			
	協働により、市民活動団体と大阪市を取り巻く新しいネットワークが構築されましたか			
	協働により、市民活動団体と大阪市との相互理解やふれあいの機会がより進みましたか			
改善	協働事業の評価から浮かび上がった課題について、一緒に対話しましたか			
	今後の各々の課題の改善策について(成果の活かし方を含め)、一緒に対話しましたか			

【2-2】 協働事業の自己評価（記述式）

※上記[2]の評価内容を踏まえながら、協働事業の進め方等の自己評価を具体的に記述して下さい。

段階	評価項目	成果	課題	改善策
事業を実施する前の段階	協働相手の選定における公平性・公正性・透明性の確保			
	協働の意義と実施方法の明確化			
事業の企画・協議の段階	目的・課題等の共有			
	役割分担や権限・責任所在等の明確化			
事業の実施段階、および全てのプロセス	「対等」な関係の構築			
	相互理解・プロセス共有等			
	透明性・公平性・公正性の確保			
評価の段階	目的達成と相互変革・成長の評価			
改善	評価に基づく改善と改善策の幅広い共有			
その他(自由事項)／ 評価報告書への意見				

《策定の経過》

- 平成23年3月 8日 第1回 社会的ビジネス事業委託化に向けた検討会議
- 平成24年1月19日 第2回 社会的ビジネス事業委託化に向けた検討会議
- 平成24年3月 2日 第3回 社会的ビジネス事業委託化に向けた検討会議
- 平成24年3月23日 第4回 社会的ビジネス事業委託化に向けた検討会議
- 平成24年4月26日 地域課題解決に向けた協働型事業委託のガイドラインにつ
 ～5月25日 いてパブリック・コメント実施
- 平成24年6月26日 第5回 社会的ビジネス事業委託化に向けた検討会議
- 平成25年3月 「地域課題解決に向けた協働型事業委託のガイドライン～市民
 とともに担う公共づくりに向けて～Ver. 1」策定・公表

《社会的ビジネス事業委託化に向けた検討会議委員名簿》

(五十音順)

役職	氏名	職業等
	たむら たろう 田村 太郎	一般財団法人ダイバーシティ研究所代表 理事
	ふじわら あきら 藤原 明	りそな総合研究所 プロジェクト・フェロー
	まえだ さほ 前田 佐保	大手前大学 非常勤講師
座長	もりくり しげかず 森栗 茂一	大阪大学 コミュニケーションデザイン・センター 教授

地域課題解決に向けた協働型事業委託のガイドライン

～市民とともに担う公共づくりに向けて～Ver. 1

平成25(2013)年 3 月

大阪市市民局市民部地域活動課（市民活動）

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

TEL：06-6208-7306 FAX：06-6202-7180
